

別表第2(第5条関係)

助成額及び助成の回数

治療開始日の年齢	別表第1に定める治療の対象範囲	助成の回数	助成上限額
40歳未満	C及びF	6回	3万円
40歳以上43歳未満	C及びF	3回	3万円
43歳以上	A・B・D・E	3回	30万円
	C及びF		15万円

(注1)治療開始日の年齢が43歳未満の者は、医療保険が適用された「1回の治療」を助成の対象とする。

(注2)「1回の治療」とは、特定不妊治療の実施にかかる治療計画を作成した日から「妊娠の確認」等に至るまでの一連の過程をいい、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回の治療とみなす。

(注3)助成回数については、年間助成回数及び通算期間については制限しない。(助成を受けた後、出産した場合は、これまで受けた助成回数を更新することができるものとし、その場合は、原則、戸籍謄本等で出生に至った事実を確認することとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数を更新することができるものとし、その場合は、死産届の写し等により確認することとする。)ただし、これまでに「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業交付要綱」に基づき、助成を受けた場合、その回数は通算されないが、令和4年度以降に「高知県特定不妊治療支援事業実施要綱」に基づき、助成を受けた場合、その回数は通算される。